

訪問保育ビバピール利用規約

(以下「ビバピール」という)

【利用について】

- 本規約は、ビバピールが提供するサービスを保護者様及び契約者様が利用する場合に適用されるもので、サービスに関する一切を対象とします。保護者様及び契約者様は本規約に同意の上でサービスの申込み及び利用を行うものとします。
- 保護者様のご要望に応じ、指定される場所（ご家庭、職場内、ホテル、公園等）で**月齢満3ヶ月**から12歳(小学校6年生)までのお子様を対象としています。
- ご契約の際、母子手帳、健康保険証コピー、印鑑をご持参ください。健康保険証のコピーを保管させていただきます。
- お子様カルテ及び個人情報の取扱いについての承諾書は必ず提出して下さい。
- 定期利用は、週一回以上、一回につき5時間以上のお客様が対象となります。
- 以下の場合は、利用契約を解除させていただくことがあります。
 - ① 所定の納入期限に、保育料その他の費用の支払いがない場合
 - ② お子様の心身に重大な障害が生じ、一時保育が適さなくなった場合
 - ③ 本方針に従わなかったり、意図的に損害を与えた場合
- 以下の場合、休業とさせていただきます。
 - ① 天災等により災害が生じた場合
 - ② 自然災害や停電、断水、交通機関の大幅な乱れなどにより、サービスの提供を継続することが困難になった場合。
- 以下の場合、別途料金をいただきます。

ビバピールの強みは科学工作や野外活動などです。その際にかかった実費は別途料金を徴収致します。
- 紙おむつ、ミルクその他保育中に必要な物品や、移動費や入館料などは、保護者様の自己負担とします。
- 保護者様は、サービスの提供を受けるにあたり必要な玩具、教材、用具及び関連する家庭や保育場所に必要な機器、設備（ガス・電気・水道など）を無償で提供するものとします。その他に、シッターの使用を保護者様が禁ずるものがある場合は、事前に申告をすることとします。保護者様がこの申告を怠った場合にはビバピールは一切の責任を負わないこととします。

【ご利用の予約・キャンセル、支払いについて】

- 一時保育ご利用の方は、原則として、ご利用日の2ヶ月前から当日の朝7時までにLINEにてご予約下さい。ご予約は先着順となります。臨時託児等、ご利用人数により、保育要因が確保できない場合は、お断りすることもあります。(緊急の場合はお電話ください。)
- ご予約のキャンセルは利用日の4日前までをお願い致します。定期利用はキャンセル分を別の月に振り替えてご利用頂くことも可能ですので、必ず4日前までにご相談ください。
- お申し込みされた保育日のキャンセル、またはご利用時間が過ぎてもご連絡がない場合は、キャンセル料を申し受けます。
 - ・キャンセル料：ご予約日当日3日前～2日前11:59まで、ご予約時間の利用料相当額の50%
 - ご予約日当日～2日前12:00以降、ご予約時間の利用料の100%
- 定期利用のお客様で、長期欠席が予測されるときは、事前にご連絡下さい。
- 利用時間は厳守をお願いします。急なご都合によりお迎えが遅れる場合は、必ず、保育終了予定時刻前にご連絡下さい。予定時刻を過ぎてもお迎えが来ない場合は時間外追加料金を申し受けます。
- 利用料金・延長料金は、お預かり終了時刻から5分超過より、15分単位での計算で延長料金を加算させていただきます。
- 保育時間が予約より短くなった場合は、予約時間分のご料金を徴収致します。

【安全管理について】

- あらかじめ登録された保護者以外の方には原則としてお子様のお引き渡しは行いません。代わりの方がお迎えに来られる場合は、必ず保護者の方が事前にその旨をご連絡下さい。
- お子様カルテ等の質問事項には詳しく、正確に記入してください。質問以外の事でも気になる事があれば必ず伝えて下さい。
- 病児保育は受け付けております。しかし、場合によっては保育をお断りする場合があります。病児保育に関しては別途規約を設けます。
- 提携医療機関：上大類病院（小児科）高崎市上大類町759
(※原則、緊急時の対応として、病状急変等の緊急事態が発生した場合には、保護者の指定する医療機関及び緊急連絡先等へ速やかに連絡します。)

●保険に関して：ビバピールは、賠償責任保険に加入しております。保育に関しては万全の体制を整えております。しかし、万一事故が発生した場合は、これらの保険の範囲内において対応させていただきます。ただし、保育中に乳幼児突然死症候群(SIDS)等のなど原因の特定できないもの、業務の如何に関わらないと判断される事故、天災地変その他の不可抗力によって損害が発生した場合において、ビバピールが当該事故発生当時の状況に照らして適切な処置を講じた場合には、ビバピールは一切の賠償責任を負いません。

～賠償責任保険内容～（保険契約更新時に内容が変更になる場合があります）

チャイルドケアワーカー保険（損害賠償責任保険）

- ◆身体障害→支払限度額1名につき：1億5000万円
→1事故・保険期間中：5億円
- ◆財物損壊→支払限度額：500万円
- ◆管理財物補償→支払限度額1事故につき：50万円
→保険期間中：500万円

[適用場所]

訪問者宅、散歩道や公園などチャイルド minder業務活動中にわたり対象です。チャイルドケアワーカー保険は、保育中における事故で法律上の賠償責任が生じた場合、被害者に支払う損害賠償金、応急手当代金、訴訟、臨時費用などが支払われます。

●非常災害（事態）対策：保育の提供を行っているときに、緊急事態が生じたときは、あらかじめ保護者が指定した緊急連絡先へ連絡をし、必要な措置を講じています。保育実施地域の立地環境に応じ、火災、風水害、地震、津波、火山災害等個別に非常災害や、不審者対策について、具体的計画、対応マニュアルを立てています。

●虐待の防止のための措置に関する事項：運営規程に虐待防止のための措置に関する事項を定めておかなければなりません。ビバピールは県や市などが開催する研修を受講済みであり、適切な措置をとっております。また虐待の相談や報告があった場合、または発見した場合、内容をよく確認し、虐待が疑われる場合は、通報義務に基づき、各市町村へ通報いたします。

【料金の支払いについて】

- 当月ご利用分をまとめて月末または翌月初めに請求額を連絡致します。請求書を閲覧の上、指定口座にお振込み下さい。
- ※振込手数料は、お客様にてご負担願います。
- ※単発でのご利用の場合は保育終了後に請求額を連絡致します。
- 万が一お支払いが遅れる場合は予めご連絡いただきますようお願いいたします。
- 支払期日を経過してもなおお支払いがない場合には、支払期日の翌日から起算して支払いの日の前日までの期間について、年14.5%の割合で計算して得た額を遅延利息としてお支払いいただく場合があります。

【その他】

- 持ち物にはすべてお名前をご記入ください。名前のない物の紛失は責任を負いかねます。
- 児童福祉法第59条の2に基づき高崎市認可外保育施設（居宅訪問型保育事業）として設置届出済です。
- 高崎市居宅訪問型保育事業における、情報開示について
 - ◆事務所名：訪問保育ビバピール
 - ◆代 表：町田拓也
 - ◆所 在 地：〒370-0069 群馬県高崎市飯塚町1723-5（株式会社テングー21内）
 - ◆電話番号：090-3521-5846（代表町田）
 - ◆定 員：原則として1人（ただし、きょうだい利用や臨時保育などに関してはこの限りではない）
- ビバピールが行う、訪問保育事業の種類
ベビーシッター、児童保育、不登校児支援、病児保育、企業内保育、臨時保育、子育て支援、等
その他の事業に関してはお問い合わせください。

保育キャンセル料に関して(日と曜日を入れて確認できます)

日()	日()	日()	日()	日()
4日前～23:59	3日前0:00～	2日前～11:59	2日前12:00～	前日 保育当日
無料	3日から2日前18時前まで50%	ご利用当日から2日前12時以降は100%		

病児保育の利用規約

【病児・病後児保育の定義】

●本サービスは、シッターがお子様の容態に合わせた保育を行っていきます。しかし、場合によっては保育をお断りする場合があります。

●病児保育

ここでいう病児保育とは、**満1歳**から12歳(小学校6年生)までのお子様(以下対象児)が風邪その他の病気に罹患した場合に、シッターが当該対象児を一時的に預かり、保育することをいいます。

●病後児保育

病後児保育とは、病気回復期にある対象児を、シッターが一時的に預かり、保育をすることをいいます。

【利用について】

●保護者様は、事前に病児保育の予約を行うものとします。

●ご利用の際にはビバピールが求める書類の提出をお願い致します。

●以下の場合、病児保育の利用ができない、もしくは中止する場合があります。

1. 重度の疾患の場合
2. 保育中に著しく病状が悪化した場合
3. 医師が第三者による預かり保育を不可と判断した場合
4. 第一種感染症全て、第二種・第三種感染症の一部、その他感染症の一部に罹患した場合
5. 自然災害や停電、断水、交通機関の大幅な乱れなどにより、サービスの提供を継続することが困難になった場合。もしくはその他病児保育の安全が保てないと判断した場合

以上、保育時間中に発熱や健康状態により保育できないと判断した場合は、保護者様にお迎えを依頼する場合があります。なお、お子様または同居の家族に感染症が発生した場合には、一時的に保育を見合わせていただき、その後のご利用については医師による治癒証明書をご提出後再開させていただきます。

(例) 百日せき、はしか、流行性耳下腺炎(おたふく)、水痘、風疹、結核、猩紅熱^{しょうこうねつ}など

【医療行為等について】

●シッターは、医療又はそれに順ずる行為は行いません。

●シッターが保護者様に代わって投薬を代行する場合は、医師からの指示、又は医師から直接指導を受けた保護者の指示によるものとし、その結果についてビバピール及びシッターは一切の責任を負わないものとします。

【病院での診察】

●原則として、利用当日に保護者が対象児を病院で受診させ、第三者による保育の承認を得なければなりません。

但し、ご利用日の前日等に受診し、特に症状に変化が認められない場合はこの限りではありません。

●保育中、急な痛み(歯痛、腹痛等)を訴えたり病状が悪化したお子様には、医療機関での診察・治療が必要であると判断した場合、保護者の方の同意を受けた上で医療機関での診察を受信させることがあります。なお緊急事態の場合はこの限りではありません。受診時の経費は実費にて保護者の方にご負担いただきます。(※救急車やタクシー等で移動する場合があります。)

【病児保育の準備と消耗品】

●対象児の病状など、ビバピールの定める必要事項を予め登録し、引継ぎに備えるものとします。

●保護者様は、病児保育利用時に必要な物品を準備し、保育環境を整えるものとします。

【病児保育中の事故】

●シッターが対象児を保育中、対象児に乳幼児突然死症候群(SIDS)等の業務の如何に関わらないと判断される事故が発生した場合において、ビバピールが当該事故発生当時の状況に照らして適切な処置を講じた場合には、ビバピールは一切の賠償責任を負いません。

【その他】

●病児保育の利用規約は、別紙、訪問保育ビバピール利用規約と併用する。